

姫路市立安室小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）が施行され、国と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられた。

そこで、本校においても、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本的認識のもと、本校児童が楽しく学校生活を送ることができるよう、「姫路市立安室小学校いじめ防止基本方針」を定め、日常的にいじめの未然防止等に取り組む。

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

本校は、「やさしく かしこく たくましく」の学校教育目標のもと、

- 思いやりがあり、共に生きる子
- 自ら考え、主体的に学ぶ子
- たくましい体づくりに努める子

を育成し、保護者や地域から信頼される教育活動を推進している。

すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組んでいく。そして、いじめを認知した場合には、関係諸機関と連携を図り、適切かつ迅速に解決にあたる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為を起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対応チーム」を設置する。本組織は、事案の認知から解決、事後指導に至るまで、事案の性質や深刻度に応じて最適な人員構成で機動的に対応するものとする。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年代表、養護教諭、特別支援コーディネーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、その他必要な関係者

(3) いじめ対応チームの役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (オ) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (カ) いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- (キ) 保護者や地域社会への情報提供
- (ク) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(4) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した

際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

5 いじめの未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

児童に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道德教育の要となる「特別の教科 道德」の充実を図る。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進

姫路市が作成した小中一貫教育標準カリキュラムを活用し、安室中学校区の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子供たちを育成する取組を進める。

(5) 校内研修の充実

「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童生徒理解を深める。

なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

6 いじめの早期発見

(1) 児童の実態把握

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用など、児童生徒が記入しやすい形態で実施する。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラー等と連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、サポートルーム（教育相談室）や保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭との情報連携を進める。

ア スクールカウンセラー等の活用

児童や保護者にカウンセリングを実施し、児童の不安の軽減や保護者の児童理解の深化を図る。

イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児徒と保健室で関わることが多い。そこで、担任やスクールカウンセラー等、生徒指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

7 いじめの発生時の対応手順

いじめの兆候を発見した時は、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、以下の点に留意して組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、指導方針の決定

ア 指導のねらいを明確にする。

イ 全ての教職員の共通理解を図る。

ウ 対応する教職員の役割分担を行う。

エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ア いじめを受けた児童や情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分にを行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

(6) いじめの解消

- 単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の 2 つの要件が満たされていることを確認する。
- ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるいじめを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
 - イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

(1) 学校における情報モラル教育の推進

教室で活用できる学習用コンテンツの配信等により、情報モラル教育の推進をする。また、教育の情報化推進研修等により、教職員の指導力向上を図る。

(2) 早期発見

学校は、保護者と連携し、児童がメールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童が発する SOS を見逃すことなく、ネット上のいじめの早期発見に努める。

(3) 早期対応

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(4) 児童及び保護者への啓発

児童及び保護者向けに啓発資料を配布するなど、情報提供を行い、ネット環境の現状や、家庭においてのルール作りを行うことの大切さを周知する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 教育委員会または学校による調査

① 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

② 調査主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

③ 調査を行うための組織

ア. 学校が主体となる場合

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の行内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って

調査を行う。

教育委員会は「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④ 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確する。その際、学校及び教育委員会は、事実にしかりと向き合う姿勢が大切である。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を醜聞に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

⑥ 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

(3) 再調査及び結果を踏まえた措置

① 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人

間関係や特別の利害関係を有する者でないもの（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を市議会に報告しなければならない。

10 いじめ防止に係る年間計画

○年度始

- ・基本方針の提案
- ・学級懇談会（資料配布）
- ・PTA総会

○年度中

- ・いじめアンケート実施（学期に1回）
- ・個人懇談（1、2学期）
- ・学級活動（随時）
- ・保護者評価アンケート（1学期・3学期）
- ・校内研修（随時）
- ・学期に1度、ライフスキルを高める授業の実践を行う。

○年度末

- ・学校評価のふりかえり
- ・基本方針の見直し
- ・次年度への引き継ぎ

11 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机がまがっている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 個人の掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子供が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで特定の子供を誹謗中傷するグループがある
- 授業中、教師にわからないように手紙を回す子供がいる

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多い
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成のときに孤立しがちである
- 教室に遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、悪口を言われたりする

◎昼食時

- 好きな物を他の子供にやっている
- 食べ物にいたづらをされる
- 他の子供の机から机を少し離している
- 食事の量が減っている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机，ロッカーに落書きをされている
- 持ち物が壊されたり，隠されたりする
- 服が汚れていたり，靴の跡がついていたりしている
- ボタンがとれたり，ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち，友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子供にのみ強い意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し，他の子供に指示を出す
- 他の子供に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子供にきつい言葉をつかう